

平成16年加美町議会第1回定例会会議録第2号

平成16年3月11日(木曜日)

出席議員(49名)

|     |          |     |           |
|-----|----------|-----|-----------|
| 1番  | 新田 祐一 君  | 2番  | 千葉 清喜 君   |
| 3番  | 木村 慶喜 君  | 4番  | 青木 喜右衛門 君 |
| 5番  | 伊藤 信行 君  | 6番  | 早坂 勤治郎 君  |
| 7番  | 高橋 良一 君  | 8番  | 早坂 理 君    |
| 9番  | 米澤 秋男 君  | 10番 | 千葉 明朗 君   |
| 11番 | 佐藤 正憲 君  | 12番 | 畠山 和則 君   |
| 13番 | 板垣 敬志 君  | 14番 | 尾形 勝 君    |
| 15番 | 工藤 清悦 君  | 16番 | 田中 登 君    |
| 17番 | 近藤 義次 君  | 18番 | 佐藤 善一 君   |
| 19番 | 鎌田 八郎 君  | 20番 | 福島 久義 君   |
| 21番 | 熊谷 和夫 君  | 22番 | 渡辺 秀一 君   |
| 23番 | 岩渕 庸一 君  | 24番 | 門脇 幸悦 君   |
| 25番 | 新田 博志 君  | 26番 | 佐々木 敏雄 君  |
| 27番 | 畠山 こずゑ 君 | 28番 | 坂本 せん 君   |
| 29番 | 三嶋 等 君   | 30番 | 佐藤 澄男 君   |
| 31番 | 高橋 源吉 君  | 32番 | 高橋 毅 君    |
| 33番 | 本多 行夫 君  | 34番 | 吉岡 博道 君   |
| 35番 | 一條 光 君   | 36番 | 藤原 耕夫 君   |
| 37番 | 及川 六郎 君  | 38番 | 猪股 信俊 君   |
| 39番 | 星 義之佑 君  | 40番 | 板垣 博 君    |
| 41番 | 太田 義明 君  | 42番 | 伊藤 淳 君    |
| 43番 | 伊藤 貴康 君  | 44番 | 下山 孝雄 君   |
| 45番 | 渋谷 征夫 君  | 46番 | 川村 薫 君    |
| 47番 | 加藤 嘉一 君  | 48番 | 山城 庄一 君   |
| 49番 | 米木 正二 君  |     |           |

欠席議員（なし）

欠 員 なし

---

説明のため出席した者

|                   |           |
|-------------------|-----------|
| 町 長               | 星 明 朗 君   |
| 助 役               | 清 野 健 一 君 |
| 収 入 役             | 堀 川 勇 逸 君 |
| 総 務 課 長           | 森 田 善 孝 君 |
| 企 画 財 政 課 長       | 早 坂 仁 君   |
| 町 民 課 長           | 澤 口 信 君   |
| 税 務 課 長           | 伊 藤 東 君   |
| 農 林 課 長           | 早 坂 宏 也 君 |
| 商 工 観 光 課 長       | 古 内 公 雄 君 |
| やくらい高原温泉          |           |
| 保養センター所長          | 齋 藤 吉 男 君 |
| 建 設 課 長           | 板 垣 政 義 君 |
| 保 健 福 祉 課 長       | 今 野 正 晴 君 |
| 上 下 水 道 課 長       | 二 瓶 悟 君   |
| 会 計 課 長           | 我孫子 齊 君   |
| 小 野 田 支 所 長       | 三 浦 庄一郎 君 |
| 宮 崎 支 所 長         | 板 垣 士 郎 君 |
| 総 務 課 長 補 佐       | 吉 田 恵 君   |
| 教 育 長             | 三 浦 公 男 君 |
| 教 育 総 務 課 長       | 岩 渕 浩 弥 君 |
| 生 涯 学 習 課 長       | 星 秀 吾 君   |
| 農 業 委 員 会 会 長     | 兔 原 伸 一 君 |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 川 熊 忠 男 君 |
| 代 表 監 査 委 員       | 引 地 田路子 君 |
| 監 査 委 員 書 記 長     | 外 山 篤 可 君 |

---

事務局職員出席者

|               |           |
|---------------|-----------|
| 事 務 局 長       | 橋 本 謙 一 君 |
| 次 長           | 鈴 木 啓 三 君 |
| 主 幹 兼 議 事 係 長 | 渋谷 正 彦 君  |
| 主 事           | 伊 藤 一 衛 君 |
| 主 事           | 佐 藤 匡 亮 君 |

---

議事日程 第2号

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

第3 議発第1号 循環型廃棄物処理施設建設に反対する意見書の提出について

第4 議発第2号 循環型廃棄物処理施設建設に反対する要望決議

---

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第4まで

午前１０時００分 開議

○議長（米木正二君） 皆さん、おはようございます。

本日は大変御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は47名であります。

33番本多行夫君、22番渡辺秀一君より遅参届が出ております。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

#### 日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（米木正二君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 116条の規定により、37番及川六郎君、38番猪股信俊君を指名いたします。

---

#### 日程第２ 一般質問

○議長（米木正二君） 日程第２、一般質問を行います。

一般質問の順序は、きのうに引き続き通告のあった順序で行います。

通告 9 番、18番佐藤善一君の一般質問を許可いたします。御登壇願います。

〔18番 佐藤善一君 登壇〕

○18番（佐藤善一君） 私は、通告しておりました将来ともに大きくかかわってくるであろう財政運営方針について一般質問を行います。

近年の低迷する歳入に加え、人件費や扶助費、公債費などの経常経費がふえ続け、各種基金の取り崩しも底をつき、計画的な事業展開ができなくなっている自治体が急激にふえていることは御承知のとおりであります。本町は、合併により優遇される財源措置はあるものの、国、地方財政の三位一体改革の具体化で、早くも財政計画の見直しをせざるを得ない点も出てくると思われます。そういった現状を踏まえ、次の３点について町長の所信をお伺いいたします。

今、財政の健全化を目指し歳出の絞り込みに懸命に努力している自治体が一斉にメスを入れているのが、費目別で最大の人件費であります。本町でも職員数については、当分の間退職者数の４分の１以内の数の職員を次年度において採用するということを基本とし、10年間で 100 人の職員数を削減すると言っておりますが、既存の施設に加え新たな施設がふえる中で、幾ら電算情報システムを導入しても、これら削減に伴う住民サービスへの影響が出てこないのかどうか。どのような職員を配置し、コスト削減を図りながら公務の迅速化、効率化を進めようと

しておられるのか、その辺の基本的な考えをお示し願いたいと思います。

2点目は、昨年の財政課長内簡については、町長もよく御承知のことと思いますが、その内容は住民管理費の節減合理化、民間委託、広域処理の推進を図り、新たな施策の実施については既定の経費の節減合理化、これを図り、それらにより捻出をするように努めるべしということとであります。現在の歳出構造を維持した上での自然的に増となる、特に少子高齢化への対応など、これからの行政需要が伸びる分野への財源確保は可能かどうか、その辺の調整をどのようにお考えかをお伺いいたします。

次に、限りある財源をより必要性の高い事業に集中投入し投資効果を上げる、町民にとって本当に必要なものに予算を使い、不要なことはやめるといったメリ張りのきいた財政運営が今後殊さら求められております。そこで、建設計画の中でのハード・ソフト事業とも、近い将来実施しようとしている重点施策、積極事業が何なのか、削減し得る施策は何なのか。それと同時に、現在のサービスの水準の切り下げや税を初めとする各種公共料金の値上げはないのか。今後の住民負担についての基本的な考え方をお示し願いたいと思います。

以上、3点について町長にお伺いをいたします。

○議長（米木正二君） 町長。

〔町長 星 明朗君 登壇〕

○町長（星 明朗君） おはようございます。きょうもどうぞよろしくお願い申し上げます。

ただいま18番佐藤議員から三つの質問をちょうだいいたしました。

まず、第1番目であります、職員定数縮減についてということでございます。

たびたび申し上げますが、現在加美町の職員は399人でございます。その年齢的な内訳を見ますと、40歳以上が約68%という比率で、このことを見ますとやはり我が加美町役場も高齢化かなという思いをいたしているところであります。30歳までが13%であります。逆算しますと30歳代が19%ということであります。このことは、近年それぞれ三つの町が人件費増嵩に歯どめをかけるといいますか、できるだけ人件費を抑制しようということで採用を手控えた一つのあかしではないのかという思いがしてございます。と申しますのは、やはり若い方々のいわゆる採用が少なかったということでこのような状態になっているんだろうというふうに思います。

今後の縮減についてであります、これまでも申し上げますように、自然退職の4分の1を採用していこうということで、既に15年、16年度から走り出しているわけでございますが、ただここで問題なのは、18番議員も御指摘のとおり、いわゆるサービスの低下があっては

ならないわけでありまして、特に現業部門について、あるいは保育所、幼稚園等々の技術部門について、やはりこれは縮減できない部分でありまして、勢いいわゆる事務の効率化を図りながら、いわゆる一般事務的な人件費を削減していくということにならなければならないということでございます。そのことによって事務が滞ったり、ひいては町民の皆さんへのサービスに影響したりということではなりませんので、それらを十分考慮しながら外部委託できるものは外部にし、あるいはその事業の見直し等々も出てくるかもしれませんが、これも一つ一つをとりますと、住民の皆さんがかねてより希望の強かった、要望の強かった事業が新町建設計画にのせられているわけでありますから、総論は賛成であるけれども、各論になると「いや、それはだめだ」ということになりがちでありますので、大変難しい問題を抱えているんだろうと思います。

昨日御質問いただきましたいわゆる各種補助金についても同様の考えでございます。ですから、今後定員削減についても可能な限り予定どおり4分の1を採用ということを守ってまいりますが、御案内のとおりいわゆる団塊の世代と言われる非常に大勢の採用をし、ここ三、四年後には20人、30人という退職者が出てまいりまして、そのこの部分の落ち込みということもありますので、それら5年単位ぐらいの長期的なスパンに基づきながら、全体を見回しながら、職員定員の縮減に努めてまいりたいということで考えてございます。

目標といたしましては、10カ年、平成20年4月以降の職員数の目標設定を行いながら、19年度までのまず5カ年計画を前期として進め、最終的には10年計画で職員の削減を進めてまいり、全体では100人を減ずるという今の予定でございます。

2番目であります。行政需要が伸びる分野への財源確保は可能かということですが、御指摘のとおり少子高齢化に伴います高齢化社会に対応する福祉対策、医療費、施設等々の新設、維持管理費等々が今後非常に需要が伸びてくる可能性がございます。あるいは人づくり、教育の部門でございます。しかしながら、きのうから説明申し上げていますように、国の財政状況が現今のとおりでございまして、いわゆる財源の伸びというのはなかなか期待できない状況でございます。勢い自主財源の確保ということですが、国が言っている三位一体改革の中で権限移譲プラス財源移譲ということも大上段にはのっていますけれども、現実にはなかなか我々が望むようなものになっていないということと、また大都市には少しはその財源移譲が見えてくる感じがありますが、やはり2万、3万、5万未満の市町村にとってはなかなかその財源移譲のメリットが見えてこないというのが現状でございます。という現状を見ますと、今後限られた財政の中で、いわゆる需要の伸びに対応しなければならないという非常に難

しい問題に直面することが明らかでございます。であるとすれば、日ごろから緊縮財政の趣旨を徹底しながら、少しでも節約をしながら、その余剰の部分を基金等に積み立てて、急激な行政需要に対応する対策、姿勢をとっていかねばならないのだろうというふうに思います。

また、この10年間あるいは後期の過疎債なども十分にその事業に取り入れながら、急激な需要の伸びに対応していくという、きちっとした財政計画を立てていく必要があるだろうということで、16年度はその元年とも言える大切な年になろうかと考えてございます。

3番目でございますが、2番目と大体同じような質問内容でございますが、重点施策、削減し得る施策は何かと、財源負担の増加をどうもたすかということでございますが、2番目の御質問とほぼ同じでございますが、近い将来必ず発生するであろう宮城県沖地震に対する防災対策を初め、住民の皆さんからの意見をいただくためのパブリックコメント制度の創設等々、あるいは地域イントラネット整備を今年度15年度で完成をいたしますが、そこからもう1段階、2段階、いわゆる情報整備というものを拡大していかなければならない。もう少しきめ細かな情報のネットワークを構築するとすれば、これも大変大きな行政需要になってくるわけですが、それらに対応するために先ほど前段で申し上げました不要不急のものについては、昨日も申し上げましたように、もう一度建設計画の洗い直しをしながら、住民の皆さんの御意見を伺いながら、今後の財政負担、後年度の財政負担の受け皿づくりというものを進めなければならないというような考えで、今準備を進めているところであります。以上でございます。

○議長（米木正二君） 18番。

○18番（佐藤善一君） まず、第1点目質問いたしました職員の削減の関係でありますけれども、4月1日から、非常勤職員の勤務時間も1週間当たり30時間以内といった一律な統一した方針が出されておるわけですが、そうしますと1日当たり6時間ということになります。業種内容によっては、これまで8時間やっていた仕事の内容を6時間でしなければならないものも出てくると思いますし、また僻地に行けば行くほど仕事量がふえまして、冬期間ですと朝早く出勤して除雪、暖房を入れたりということで、午前中で帰るということになるかと思います。

そこで、町長がおっしゃっております基本方針、学校施設につきましては児童生徒が安全で安心な教育を受けられるような整備に努めてまいりますとうたっているが、これに反するのではないかと思いますし、また学校給食員についても7人を削減しようとしておりますが、これもまたそうしますと、いろんな食材関係、加工品やあるいは冷凍食品、外注に頼らなければならない点も大分あるかと思います。これもまた町長がおっしゃっております学校教育についての中で、加美町の豊かな農産物を取り入れ、地産地消、スローフード運動を進め、安全安心な

食物を通して健康な児童生徒の育成に努めるということではありますが、これにもそぐわなくなるのではないかなと思います。本当に住民が不満を持っているのは、この大型事業云々よりもこういった身近な問題であります。これでもって安全と安心のまちづくりと言えるかどうか。この行革についても力の入れ方がちょっと違うんじゃないかなと、このように感じております。この非常勤職員の取り扱いについてお伺いをいたします。

2点目であります、今後の財源についてであります。三位一体改革の2年目の内容を方向づけるのが6月の諮問会議でほぼ決まるのではないかとされておりありますが、その内容を見ますと、地方交付税についてもまだまだ削減が必要だ、締めつけは緩めないといったことを財務省で言っておるわけです。そうしますと、これまでの加美町の10カ年計画、後年度に入れば入るほど歳入歳出のギャップが膨らんで、延びれば延びるほど、延ばされた事業ほどできなくなる事業が考えられるわけですが、そこで大切なのはその優先度にどれだけ配慮されるかということになるかだと思います。やはりそういった行革については、生活者中心の行革であってほしいなと思うわけですが、この辺の考え方を再度お尋ねをいたします。

3点目質問しておりました住民負担のあり方についてでありますけれども、これまで合併してから一、二年は、まずとりあえずはサービスは高い方、負担は低い方ということで進めてきたわけですが、いろんな科目の中でこれから調整して、あるいは統廃合といった形の中で進められるかと思いますが、それに伴って先ほど町長の答弁にありました自主財源を高めるということになりますと、この住民負担のあり方と今の行政サービスの水準を確保するためには、どうしても連動して見直す必要があるかだと思います。これは公平性の確保やこれからの行財政の運営からも必要であると思いますし、そういったものを急激に負担をかけないためには、町民と行政とパートナーシップを結ぶことが大事かと思うわけですが、それらについても町長の姿勢次第では大きく広がっていい方向に向かうのではないかと思うわけです。この点についての今どういった形でこの住民負担をできるだけ少なくするための理解をいただく、また今の行政水準を確保するための幾らかなりとも負担をおかけする、痛みをお願いする、そういった形の理解を求めるためにどういったことをお考えであるか、再度お伺いをいたします。

○議長（米木正二君） 町長。

○町長（星 明朗君） まず第1点でございますが、私が申し上げる地産地消、スローフード、あるいは安全安心のまちづくりに反するような臨時職員の時間制限、あるいはいわゆる期限をつけて採用した方々に退職いただくというある一線をお示しをしているわけでございますが、前段でお話がありましたように、いわゆる職員定数縮減と同時に、職員を減らしていったその

分臨時職員で対応するという、かつてはそういう状況も多々ございました。当然正規の職員と臨時の職員の給与ベース、あるいはいわゆる財政負担は非常に差がございますものですから、そういうふうなことで対応してまいりましたけれども、ここに来てやはり臨時の皆さん、その部署部署によって、やはりある程度の見直しを行う必要があるだろうということでございます。

特に、学校給食の場合ですと、県の基準ですと 200人に1人という基準があるようですが、我が町では 100人に1人ということですずっと推移をしてまいりました。しかし、101人で2人、99人で1人という算数的な計算にはいかないところもありまして、これまでいろいろ御協力をいただき、あるいは現場の状況に応じて安全で安心な給食、そしておいしい給食を提供していただいていたわけではありますが、一連の改革の中で一つその期限が参りました、雇用期間が満了いたしました部分について、それからあとは1日6時間ということを経過しますといろいろな法律上の問題が発生してきておりまして、現状はやはり少し長時間お手伝いをいただいているところがあって、それに目をそむけているわけではないのでありますが、とりあえず現在お示ししている内容でやっていただいて、その結果を見ながらまた1カ月ないし2カ月実行して、その状況を勘案をしながらこれからのことを考えてまいろうということでございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。随分臨時の方々が多々ございまして、やはり一定の枠内で改革をしていかなければならないという方針でございます。もとより人を減ずることによって安全安心なことに影響があるということではならないわけでありまして、その辺のところはその学校ごとに状況を把握しながら対応してまいりたいと思うところでございます。

それから、2番目でございますが、優先順位をつけてあるいは生活者優先の視点でということでございますので、当然そのような方向で事務事業の見直し、あるいは優先順位をつける際には御案内のとおり地域審議会等々もあるわけでありまして、また行政区ごとの区長さん方との区民の皆さんとの話し合いの場もいろいろな総会を通じてあるわけでありまして、それらを総合いたしまして優先順位をつけてまいりたいと思っております。いずれにいたしましても生活者優先で、皆さんの御意見を聞いて実行してまいりたいと思います。

それから、3番目の件につきましては、これまでのサービスを維持できるかどうかということでございますが、当然のことながら国民健康保険事業あるいは水道事業等々、独立採算である程度実行しなければならない部分については、後年度改定も予測されることが多々あるわけでありまして、今後企業努力、経営努力をさせていただいて、現在の水準を1年でも長く維持

できるように努力をさせていただいているところでございますが、部分的にはいわゆる受益者負担の原則ということもあると思いますし、またこのような経済情勢の中では、ある程度町財政の枠内でのサービスということも当然考えていかなければならないことでありますし、住民の皆さんにも御理解をいただかなければならない部分であろうと思います。

お金がないのに、どこまでもサービスを伸ばしていった方がいいのかということになりますと、これは将来の財政負担に大きく影響してくるわけでありますから、ある程度は、ある部分では住民の皆さんにともにその痛みを分かち合うという、御発言のとおりそういうことも理解をいただかなければならない。ということになれば、やはり行政と住民の皆さんとよきパートナーとなって、そしてお話し合いを続ける中で、痛みを分かち合う部分も御理解をいただかなければならないというようになってくると思うのでありまして、この部分についても今後、いわゆるパブリックコメント制度ということを申し上げましたけれども、住民の皆さんの声を伺いながら、この難局を切り抜けてまいりたいと思うところであります。

○議長（米木正二君） 18番。

○18番（佐藤善一君） まず、非常勤職員の取り扱いについて、その中の学校給食員の削減についてでありますけれども、安全安心には変わりはないということではあります。減らす理由としてはいろいろな県の方針、あるいは昭和35年の定員法で定められた100人に1人、こういったもののにのっとっていろいろな削減に入ったかと思うんですが、その中でよく見ますと地域の実態に応じるということもあるんですね、うたっているんですね。実際、古川でも100人規模で3人置いているところもあるんです。安全ということを考えてみれば、当然時間もかかるし、仕事内容についてもリスクが高く、また事故も起きるということを考えれば、当然の負担を考えてもいいのではないかなと思うわけでありまして。それとまた、ことしの春の国会に提出しようとしております食育基本法案につきましても、その骨子を見ますと、食育の推進は国や地方公共団体の責務であると同時に国民の責務でもあると、このように位置づけております。これからしても町長がおっしゃっている食育については、今後さらに輪をかけて盛んになってくるかと思えます。これまで旧宮崎町、そして加美町へと伝わってきたこの食文化ですね、いろいろな大臣賞もいただいております。この食文化を崩さないためにも、こういったものには金をかけても、後々町にとっては大きな財産になるのではないかなと思います。やはり小さいときから食文化になじんだ子供たちが、これを大きくなっても忘れることができないんです。町長もその思いがとおりかと思いますが、小さいころに食べた地元の手づくりのものがよかったなど、これが食文化でありふるさとと言えるものじゃないかなと、このように思い

ます。ですから、この賃金コスト削減についても十分力の入れ方を考えていただきまして、この非常勤職員の取り扱いについては見直しをいただきたい、このように思いますが、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（米木正二君） 町長。

○町長（星 明朗君） 御意見ごもっともでございます。私は地産地消、スローフードということで今年度を初年度といたしまして、宮崎地区は前々から地元の食材供給の体制を整えて学校給食に尽力をしていただいておりますが、その輪を全町的に広げまして、いわゆる地元の食材を給食に使っていただくということで、運動を施策を盛り込んでおるわけでありまして、確かに18番議員がおっしゃるように、いわゆる野菜の既製品という言葉はないかもしれませんが、基準にのった真っすぐなキュウリ、真っすぐな大根等々、既にカットしやすいように加工されたものを大手の業者さんから購入した方が確かに調理はしやすいと思います。その半面、地元からの部分は、いわゆる形、大きさ等々ふぞろいのもが多くて、むしろその方が自然であるということで、そういう食材を学校給食に、地元でこういうものがとれるんだということで提供していただくということで、今年度から大いに進めていただこうとしております。その分、やはり機械にもなかなかかけにくい、おっしゃるとおりだと思います。ですが、一方で、だから人件費が伸びても構わないんだという一つの方程式にはならないような気がいたします。ある部分では努力をしていただかなければならないですけれども、どうしても時間がかかる、あるいは安全な調理ができないということであれば、当然おっしゃるように、そのことについて見直しを行っていくということは心に持っておりますので、状況を見ながら対応してまいりたいと思います。

それから、食育基本法についてであります。御案内のとおりでありまして、食育については県も市町村にもその対策をとるといふか、教育をすることの義務が発生をしていくということでありますので、この基本法が制定をされましたならば、仮称であります。食育の里基本構想的なものを、基準をつくって、食育と地元の食材を組み合わせた新たな食文化についての学習、教育というものを立ち上げてまいりたいと考えております。

この臨時職の見直しということについては、その部分も含めて新年度から試行してみまして、試しの期間を設けまして、弾力的に対応してまいりたいと考えております。よろしく御理解をいただきたいと思います。

○議長（米木正二君） 以上をもちまして、18番佐藤善一君の一般質問は終了いたしました。

次に、通告10番、42番伊藤 淳君の一般質問を許可いたします。御登壇願います。

〔42番 伊藤 淳君 登壇〕

○42番（伊藤 淳君） 通告順位10番、42番伊藤 淳、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、かなり大げさな言い回しになるかもしれませんが、日本という法治国家の中にあって、単位自治体においては地方自治法に次ぐよりどころとなる町の条例や規則が、合併後1年を迎えようとする現在においてもいまだに整理、配備がなされていないのは、行政の運営上極めて好ましからざる状況ではないかと思います。例えばスポーツに例えますと、不謹慎であるかもしれませんが、ルールブックのない試合をしているようなもので、非常にあいまいである感じが否めません。執行側においても不便は感じていないのか、整備原本はどこかにあるのでしょうか、現在においても配備、整備が後手に回っているのはどのような理由からなのか、お伺いをいたします。

次に、地域イントラネット基盤整備事業についてお伺いをいたします。

加美町の将来像を描くとき、役所と家庭を回線でネットするという事業が示されました。この仕組みは、限りない加美町の未来に対し非常に積極的な取り組みとして評価されるに値する事業であると考えます。しかしながら、今回の事業は基盤の整備事業であり、今後の基盤をどのように駆使していくか、住民サービスにつなげていくかという一大構想を夢見るとき、単なる証明書の発行であったりデータ検索のレベルにとどまる発想では、余りに貧弱過ぎると思います。今後どの程度の事業として将来像を描くかによって、その評価は変わってくると思いますが、現在この事業はどの辺まで進んでいるのか、その進捗状況についてお伺いをいたします。

以上、この2点、お伺いをいたします。

○議長（米木正二君） 町長。

〔町長 星 明朗君 登壇〕

○町長（星 明朗君） 伊藤議員からは2点の質問をいただきました。

まず、第1番に法整備の現況はということですが、御案内のとおり町の例規集は昨年の合併時に三つの町の例規集を基本として、昨年4月1日付で専決で制定をしたものでございます。

4月4日の臨時会において承認をいただいたものでありますが、当初御案内のとおり加美郡4町による合併で進んでまいりまして、「加美市」となることを前提に条例規則等を整備をしていましたのですが、御案内のとおり11月に色麻町が合併協議から外れたことによりまして、再度つくり直しをしなければならなかったという事情がございます。現在、お手元に差し上げております例規集は、そのようなことからいわゆるページが連番になっていなくて、飛び飛び

のその項目ごとのページになっていて、大変迷惑をおかけしているということは事実でございます。

また、合併によって現在差し上げているものは誤字、脱字も少しあるようでありまして、見直しを行ってまいったところであります。規則、規程についてはもう決まっていまして、その中で進めておりまして、未整備ということではなくて、皆さんのお手元に差し上げてない部分もあるということで、そういう御指摘をいただいたのだらうというふうに思います。

現在、見直し作業を進めていく中で、お話にありました地域イントラネット事業にのせてパソコンを通じて町民の皆さん、パソコンをお持ちの皆さんはどなたでもどこからでもページをめくっていただければ、条例規則等が閲覧できるように、今準備を進めているところであります。間もなくそれが4月からスタートすることになるわけですが、自治六法も国の根拠法令も検索できるということになりますので、より進歩したものになるだらうと思います。町の条例についても用語の検索から同類語、同義語も検索できるというシステムになります。必要条文はアウトプットですか、印刷もできるようになります。

これまでのようないわゆる例規集という製本で皆さんに差し上げることになりましたが、職員には1人1冊ずつということではなくて、各課二、三冊程度配備をしまして、それ以外はパソコンによって検索できるようなシステムにしようということでございます。そのことによって、先ほど来財源問題とか議論されておりますが、随分の経費削減になるということでございます。これは本年5月ごろから運用できるようになるかと思います。データの改正ですか、いわゆる条例の改正になった部分については、定例議会ごとに4回行いまして、例規集は毎年改訂版を出すということになりますので、4月1回、翌年の4月1回で、あとはパソコンによって検索ができるということになるかと思います。従来は年2回追録をやっておったんですが、これからは定例会で改正になった条例を即イントラネットに入力をしまして即閲覧できようになるということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

それから、イントラネット基盤整備事業であります。その進捗状況は現在で94%までいってございます。全体の進捗状況でございます。主要機器の設置場所に関しては、サーバー機器が本所、支所二つ、いわゆる加美町役場、小野田支所、宮崎支所にございます。接続機器、全施設64カ所に設置してございます。それから、住民の皆さんへの開放端末は28台設置をいたします。役場、各支所、公民館、文化施設、体育館、図書館、福祉施設、観光施設などなどでありまして、28カ所、28台であります。キオスク端末というのがあるんだそうですが、これは13

台、役場、支所、文化施設、体育館、図書館等であります。それから、情報入力端末、これは各施設に置くわけではありますが、これは54台であるんですが、旧宮崎町の各施設は平成12年度に国庫補助事業で既に導入済みでありまして、御案内のとおり宮崎支所の玄関にも住民の皆さんがいろいろ使える部分があって、小中学生が来て操作しているようであります。

それから、御質問にもありましたプラズマディスプレイ39台、大型画面のものを39台設置をいたします。役場、各支所、公民館、学校、福祉施設、観光施設等でございます。それから、議会中継カメラ、議場に4台設置をするということになります。それから、ウェブといひましてインターネットカメラ1台、これはやくらい地区に設置をするということで、事業の全体はかようなような状況になってございます。4月になりまして、職員に対する操作説明を4月からできるように今実施をしているというところでありまして、御理解をいただきたいと思います。以上であります。

○議長（米木正二君） 42番。

○42番（伊藤 淳君） 私が一番目に、法整備の現況ということでイントラネットの絡みであろうかということは何となく感じておったわけでありましてけれども、それとは別に当初の合併を計画した際に、4町で市になるはずであるのが、ある1町の離脱によって混乱を招いてしまったと、そのようにまずとれるようなお話でありますけれども、それはそれとしてやっぱり日常我々が今こうやって議会に臨んでも、たまたま二、三携帯が鳴ったり、傍聴の方が傍聴の席で電話をしたりしている実例があるわけですね。何でそうなのかということをやはり会議規則なり何なり、こういったものをきちっと指し示して「いけませんよ」と、「ルール違反ですよ」ということを理解させる必要がまず紙面でもあったのではないかと、まずそれが1点ありまして、それは今後配備されるということでありまして、それは解決する問題であろうかと思えます。

それとまた、私が申し上げる1番と2番がもうごっちゃになりますので関連してお話を聞きたいと思うんですが、この地域イントラネット、これは考え方によっては非常に大きな事業であろうかと思えますね。双方向でコミュニケーションができるということであれば、一堂に会して物事をやる必要がなくなる。確かに皆さんの顔を見ながらお話をすることも必要かとは思いますが、情報が瞬時にタイムリーにお話がやりとりできるということになれば、これは会議でも何でも1カ所に集まってやる必要がなくなるということになるろうかと思えます。ちょっと話が飛んでるかもしれませんが、そうすると、今後課題になるろうかと思えます庁舎の問題、そういったことも含めて将来展望においては庁舎をつくっても恐らく30億から100億

円、つくりようにもよると思いますが、そこら辺の問題にも連動してくるのかなと。そこら辺の考え方とこの地域イントラネットのさらなる整備との関連ですね、そういったものを今後の展望としてどのようにお考えになっているかということがまず一つ。

さらに、今現在進められておりますこの地域イントラネットそのものが、町民の皆さん10人に聞いて8人御存じありません。もうちょっとやはりPRですか、こういったものが便利になりますよということを、広報でもお話しされてあるとは思いますが、せっかく7億140万円何がしのすばらしい設備を配備したわけですから、それを使う人間、それが全然それに対応できないということではそれこそ宝の持ち腐れになってしまう。だから、そこら辺の広報に関しては、どのようにお考えになっているかということです。

さらに、端末をあちこちらの町場の施設に置かれるということではありますが、その操作ができない人たち、高齢の方であったりパソコンが何たるかを御存じない方、昔ブラウン管でテレビが映らないときはボンボンたたけば映りましたけれども、パソコンはそういうわけにはいきません。そんなことやってらもう動かなくなってしまうからね。そういったことも今後教育ということで大変必要になるのではないかと。ちなみに今度の新年度予算におきまして、一般管理費においては37万8,000円の例規集のデータベースシステムの借上料が計上されてあったり、さらに社会教育総務費ではパソコンの講習使用料が147万円ですか、民間を頼めば1講座2万円くらいかかりますから、果たしてその147万円のレベルで今後7億何がしのイントラネットを使い切ることができるか。将来にわたる長い展望でありますから、余り慌てる必要もないのかと思いますけれども、そこら辺の問題に関してどのようにお考えになっているか、再度お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（米木正二君） 町長。

○町長（星 明朗君） まず第1点でございますが、先ほど答弁申し上げましたように、確かに完全な整備とは言えないと思います。規則集がお手元になかったり、役場の中にあったりということで大変御不便をおかけをいたしました。経費の問題等々もありまして、それといわゆるイントラネット事業との連動もありまして、1年間過ぎてしまったということでありまして、その部分につきましては御理解、お許しをいただきたいと思います。

それから、イントラネットの今後の方向であります、今回整備をいたしましたところはいわゆる基本的な公共施設のみでございまして、防災関係で漆沢に追加発注をした部分がございします。将来の展望というか、夢といいますか希望といいますか、それは各集落の集会所等にもその端末を置いて、おっしゃるように行政区の総会と本庁舎あるいは支所を結んで対話ができ

るようにとか、それからもう少し小さな範囲内で、これも実験的にどうなのかなというふうに思っているわけではありますが、一番離れた集落という表現が当たるかどうか分かりませんが、一つのモデル集落を設定をして、各家庭に端末を設置して、そして病院と結んで健康診断なんかも行えるようになれば非常にいいのではないかと。幹線は各公共施設まで伸びていますから、そこからさらに辺地というか、離れたところまでの経費は幹線としてはかかりますけれども、ある集落をモデルとしてそういうことをやって、そして効果があれば順次全町域に広げていくと。これは大変お金のかかることでありますが、既に小さな何千人という辺地の村では実行しているところがありますので、それは町が大きくなれば戸数も広く多く区域も広くなりますから、大変大きな事業になりますけれども、そのことも視野に入れてはどうなのかなというふうに思っております。

また、学校間の部分についてはもう4月からできるようになります、PRが不足だという御意見であります。まさにそのとおりだと思いますが、まだでき上がっていない段階でいわゆる文字でのPRをしても、我々もなかなかわからない状態です。ですから、まず設置をして完成をした後に、役場の職員にまず最初に講習を行って、そして議会の皆さんも受けて、もう既に操作できる方たくさんいらっしゃると思いますけれども、地域イントラの部分については議員さん方にも習っていただいて、どこからでも発信できるように、我々自身も対応したいと思っています。今後の方向としてはそのようなことを考えております。

また、実は町内の企業からも要望がございます。せっかく光ファイバーのネットワークがきたんだから、企業としても導入をしたいと。今インターネットの種類によって非常に時間がかかる部分がありますね。少し進化して時間がかからないようになったんですが、これまた情報量の関係でやはり光ファイバーを導入したいということなんです。これは大変残念なことでありますが、国の事業で導入したものについては民間に開放できないといいますが、そういうことがあってその幹線からもう一つ1本引かなければならないというところがあります。それと一昨日お話をしたんですが、いわゆるランニングコスト、NTTの関係があって二、三社ではどうにもならない。やっぱりその区域の住民の皆さんも加盟していただくと、非常にやりやすいというようなこともあって、そのような方向に今後進めるように努力をしてまいりたいと思いますし、住民各戸に配られるようにということでもあります。大都市仙台市のようなところは、非常に民間の需要も多いので、既にいつでも引けるような状態になっているというお話でございました。

以上のようなことで、今後非常に大きな広がりを期待できる事業でありますし、それを使い

こなすにはやはり勉強会、研修が必要だということでありますので、今後御協力をお願い申し上げたいと思います。以上であります。

○議長（米木正二君） 以上をもちまして、42番伊藤 淳君の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。11時10分まで休憩いたします。

午前10時54分 休憩

---

午前11時10分 再開

○議長（米木正二君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

通告11番、28番坂本せんさんの一般質問を許可いたします。御登壇願います。

〔28番 坂本せん君 登壇〕

○28番（坂本せん君） 通告に従いまして質問させていただきます。

私が出ますと老人クラブかと皆さんにこやかな顔をなさいますけれども、この老人福祉法は平均寿命が68歳の40年前に制定されまして、現在も65歳からということになっておるようでございます。現在はもう平均寿命が80歳を超えていますから、本当の老人というのは75歳からということでございますので、ここにいらっしゃる75歳以下の方はまだまだだなという、気分を楽にして聞いていただきたいと思います。

実は、星町長さんにも、もう老人クラブに加入してくださいと言いましたら、加入してくださいました。ありがとうございました。といいますのは、この老人クラブは現在この資料に加美町内で約3,000名おりますけれども、この人方に元気になっていただかないと老人医療費が本当に莫大なものになるということ。そして、所得制限ができまして、1割、2割になってから老人医療費が下がっているやにも伺いますけれども、それが今度介護保険の方へ影響していきますので、私の願いはこの老人医療費の節減と老人クラブ加入促進に専任の保健師活動が必要ではないだろうかということで、お願いしながら質問するものでございます。

そして、小野田地区におきましては、社協に委託して茶飲みっこ会サロン会というものを毎月一度やっておりますが、それも莫大な金になると思うんでございますけれども、その中にはこちらから要請しないと保健師の話は全然望むことはできません。やはりこれからは少し町の行政において攻めの姿勢でそういうふうに健康教育をしていただければいいんじゃないか、する必要があるのでございますので、ここに書いてみました。そして、町長の施政方針を見ますと、社会教育指導員による教室とか、生涯学習課においても高齢者対象とかとありますけれども、

その場合にはぜひ各地区の老人クラブの会長の名義も一緒にしていただければ、参加もしやすいし、それからそういう団体を立てていただいて、今までは行政が補助金を出しっぱなし、そして後の結果報告を見てまいりましたが、これからはやっぱり何度も言いますけれども、老人クラブの目標も健康・友愛・奉仕ということで、非常に重大な面を備えております。でも、恐らく各職場の定年退職者は、先に知的の集団に入りまして、とてもとてもという方がおりますけれども、知的集団は高齢になりますと体が続きません。その場合にやがて年老いてきますとその部落、地域の中で生きていかなければならないのが当然でございますから、そういう人方は自分たちの知識なり経験、そして体力を生かして、その地域に参加していただきたいというのが願いでございます。そして、合併1年後の補助金はどうであるとか、随分と皆さんから質問がありまして、執行者としてもなかなか大変だと思うということよくわかります。でも、合併してみますと、花に例えたならば温室の中で花も開いているのもあれば、つぼみで小さくなっている団体もあるんじゃないかなと思います。それをやっぱりこれから行政で応援しながら、三、四年かけて一生懸命やっていくのが、この補助金の流し方ではないかなと思いながら、私聞いております。どうぞ本文に入って読みますけれども、必要であるということに町長の方から回答いただければよろしいと思います。

そして、私、老人クラブやっておりまして、昨年10月、加美町老連を合併して立ち上げました。その中で宮崎地区が8クラブ 414名、小野田地区21クラブ 1,256名、そして中新田地区21クラブ 1,168名、そして50クラブになっております。そして、加入率が30.6%。実を申しますと、小野田地区におきましても宮城県内では57位の加入率でございましたけれども、現在は7位まで上がっています。それはやっぱり自治体の長が老連の必要性を感じまして、補助金とか活動の内容も非常に積極的に応援していただいたものと思っておりますので、これからも加美町におきましてもこの団体についてはとにかく医療費、それから介護保険料に大きく関係してきますので、よろしく願いしたいと思います。

そして、何度も言いますけれども、この攻めの立場から、医療費がふえたから困る、不自由な体だから施設が必要というその前に、どうぞ現在の保健師を 1,000人に1人か2人つけていただいて、そして健康教育にもって行ってほしいというのが私の意見でございます。現在の保健師ですね、今何人くらいおって、活動内容、でも介護保険ができてからは非常にいろいろと指導的なものも加わっており大変だと思いますけれども、大きな視野に立って保健師を専任につけていただきたく、私ここに立ちました。それから、加美町の 100歳以上、小野田地区の 107歳を筆頭に10名とか、90歳以上 280名、80歳以上 1,580名、70歳以上 3,800名、一番多

くなるのが今の50代の方々のときが一番多くなるやに聞いておりますけれども、どうぞこの私の意見、要望について、よい御返事をお願いしたいと思って、終わりにいたします。

○議長（米木正二君） 町長。

〔町長 星 明朗君 登壇〕

○町長（星 明朗君） 28番坂本議員の御質問にお答えを申し上げます。

私は去年の8月で満65歳になりましたので、そのときをして坂本議員さんから老人クラブに入れというお達しがありまして、加入の意思を明確にしたわけではありますが、先ほどは75歳という数字も出まして少し安心をしたというか、がっかりしたというか、そういう思いで今この場所に立たせていただいております。

御案内のとおり、老人クラブの会員の皆さん、約3,000名弱であります、まさに生き生きと活動していただいております、加美町の健康づくりに指導的な役割を果たしていただいております、本当にうれしく思うところであります。これまでそれぞれの旧3町もいわゆる高齢の方々の健康づくり事業として、いろいろ政策を展開してまいりました。加美町になりましたも、それぞれの地区ごとに、生き生き教室でありますとかミニデイサービス、お話にありましたお茶っこ飲み会等々それぞれ実施をしてきまして、ある程度の成果をおさめさせていただいているところであります。そのおかげで宮城県内での平成14年度の国民健康保険医療費、14年であります、旧3町とも県内で低い方です。65位から70位というところに推移をしております、非常に健康づくりには効果を奏している町だったなという思いでございます。平成16年度から健康増進法の施行に伴いまして、町でも健康21計画基本計画を策定しながら、健康づくり運動を具体的に展開をしてまいるところでございます。

御質問にありました我が町の保健師の人数は現在17名おります。配置は、保健福祉課に6名、健康推進係3名、生涯福祉係1名、高齢福祉係2名、それから各福祉センター、在宅介護支援センター含めて11名、中新田5名、小野田3名、宮崎3名という配置になってございます。非常に大勢の保健師がいるわけですが、それぞれの施設で100%の稼働で皆さんの健康相談あるいは健康指導に携わっているわけですが、結構忙しいようでありますが、御質問の各老人クラブの月1回全町の単位クラブごとに保健指導を専任保健師において指導せよというお話でございます。毎月1回、例えば全町で50クラブあるわけですね。そうすると、毎月こういう会をクラブごとに毎月集まっていらっしゃるのかどうかということもありますし、今日地区単位あるいは学区単位で老人クラブの皆さんが集まったときに時間を割いていただいて、保健師が出向いて健康増進のその時々のご指導、お話を申し上げるということは、これ

は大変いいことであります。そのときにいろんな行事と重なる場合などもありますので、専任で、高齢者福祉担当の保健師が2人おりますから、そのうちのどちらか、あるいは2人、行事が重ならないように工夫をしながらできる限り御要望におこたえをしてみたいと思うところであります。16年度方向性としてはそういうことで対応してみたいと思います。

医療費の改定などがあったりして、いわゆる医療費がどんどん高くなってきております。かつては国民健康保険事業会計の方が老人医療費よりも少なかったんでありますが、とうに逆転をいたしまして、老人医療費非常にかさんでおりますので、健康づくりは非常に大切でありますので、その旨に沿って努力をさせていただきたいと思うところであります。よろしくお願いいたします。

○議長（米木正二君） 28番。

○28番（坂本せん君） どうもありがとうございました。

実は、こちらから要請した場合はおいでになるんですけども、保健師さん方がちょっと遠慮ぎみなところがあって出ないんですよね。やっぱりその辺を私常に見ているものですから、そこに計画があって、そしたらというと非常に複雑な面を見ておりますので、勇気を持って専門職が頑張っていただきたいということをお願いします。

○議長（米木正二君） 要望ですね。（「はい」の声あり）

以上をもちまして、28番坂本せんさんの一般質問は終了いたしました。

次に、通告12番、9番米澤秋男君の一般質問を許可いたします。御登壇願います。

〔9番 米澤秋男君 登壇〕

○9番（米澤秋男君） 9番議員の米澤秋男でございます。

私は、合併して間もなく1年を経過しようとしている本町のさらなる発展を願いまして、通告した環境問題について、加美町水質環境保全条例制定を提案する立場から質問いたします。

さて、私たちの町は、奥羽山脈の大自然の中に豊かな森林資源を抱き、そこを源流とする鳴瀬川、田川、多田川の清流が流れ、そしてこれらの母なる川は太古の昔から農業用水、生活用水として豊かな恵みをもたらしてくれる大切な水資源であります。しかしながら、昨日も14番議員からの質問にありましたように、多田川水系上流の隣接する鳴子町向山地区に、循環型廃棄物処理施設が立地計画され、向山地区民を取り込んで準備周到に計画が進められております。この施設は、建設廃材を埋め立てる処分場のほか、中間処理施設、焼却炉、家畜ふん尿処理施設など総合型施設で、約13ヘクタールからの面積を有し、埋め立て量 100万立米となり、問題となっている村田町竹の内産廃処分場の約3倍に当たる施設であります。

この施設については、向山地区の方や株式会社循環の関係者は説明会で一応の安全性を強調